明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第十一条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第十号中「、上三分身」を削り、「三・六センチメートル」を「三・〇センチメートル」に改める。

第四号様式を次のように改める。

第４号様式（第48条の13関係）

（表）

（裏）

注（1）　※の欄は記入しないこと。

（2）　運行管理者試験受験票に貼る写真は、最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものであること。

（3）　寸法の単位は、ミリメートルとする。